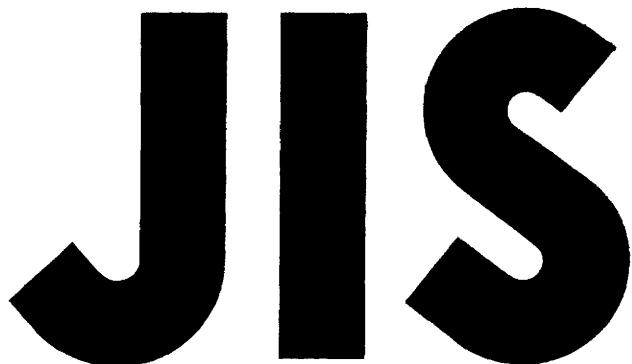


UDC 669.15'26'28-194 : 669.14.018.292-134

G 3221



クロムモリブデン鋼鍛鋼品

JIS G 3221-1988

(2000 確認)

(2005 確認)

平成20年 3月20日付け追補 あり

昭和63年11月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

鉄鋼部会 鍛鋼品専門委員会 構成表（昭和 50 年 3 月 1 日制定のとき）

	氏名	所属
(委員会長)	長谷川 正義	早稲田大学理工学部
	田中 達雄	通商産業省機械情報産業局
	帆足 万里	工業技術院標準部
	池田 義孝	住友金屬工業株式会社東京技術部
	今村 実	日本鍛鍊鋼会
	小野 一男	日本特殊鋼株式会社
	鈴木 章	株式会社神戸製鋼所高砂工場
	須藤 博一	株式会社日本製鋼所技術部
	早川 泰司	川崎製鉄株式会社水島製鐵所
	森定 祝雄	株式会社日立製作所勝田工場
	吉武 進也	日本冶金工業株式会社技術本部
	小室 暁	特殊製鋼株式会社銀鋼工場
	有井 満	東京芝浦電気株式会社電機技術研究所
	大沢 恒	株式会社本田技術研究所
	川田 哲也	三井造船株式会社玉野造船所
	白石 圭一	財団法人日本海事協会船体部
	富田 真己	三菱重工業株式会社技術管理部
	野村 信義	社団法人日本船用工業会業務第1部
	宮崎 義久	石川島播磨重工業株式会社鋳鉄本部
	朝倉 昭二	トヨタ自動車工業株式会社品質保証部
	吉枝 正明	工業技術院標準部
(事務局)	橋本 繁晴	工業技術院標準部材料規格課
	土居 修身	工業技術院標準部材料規格課
(事務局)	穂山 貞治	工業技術院標準部材料規格課（昭和 63 年 11 月 1 日改正のとき）
	坂元 耕三	工業技術院標準部材料規格課（昭和 63 年 11 月 1 日改正のとき）

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 50.3.1 改正：昭和 63.11.1

官報公示：昭和 63.11.2

原案作成協力者：日本鍛鍊鋼会

審議部会：日本工業標準調査会 鉄鋼部会（部会長 田中 良平）

審議専門委員会：鍛鋼専門委員会（委員会長 長谷川 正義）（昭和 50 年 3 月 1 日制定のとき）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部材料規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1) へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

クロムモリブデン鋼鍛鋼品

G 3221-1988

Chromium Molybdenum Steel forgings for General Use

1. 適用範囲 この規格は、棒、軸、クラーク、ピニオン、歯車、フランジ、リング、ホイール、ディスクなど一般用として使用する軸状、円筒状、リング状及びディスク状に成形したクロムモリブデン鋼鍛鋼品(以下、鍛鋼品という。)について規定する。

備考 この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は、国際単位系(SI)によるものであって、参考として併記したものである。

なお、この規格の中の従来単位及び数値は、昭和66年1月1日からSI単位及び数値に切り換える。

2. 用語の意味 この規格で用いる軸状、円筒状、リング状及びディスク状の意味は、**JIS G 0306**(鍛鋼品の製造、試験及び検査の通則)の**2.**による。

3. 種類の記号 鍛鋼品は形状によって軸状、リング状及びディスク状鍛鋼品の3分類とし、その各々を引張強さによって9種類とし、その記号は、表**1-1**又は表**1-2**による。ただし、円筒状鍛鋼品は軸状鍛鋼品として取り扱う。

表**1-1** 種類の記号

(昭和65年12月31日まで適用)

種類の記号		
軸状鍛鋼品	リング状鍛鋼品	ディスク状鍛鋼品
SFCM 60 S	SFCM 60 R	SFCM 60 D
SFCM 65 S	SFCM 65 R	SFCM 65 D
SFCM 70 S	SFCM 70 R	SFCM 70 D
SFCM 75 S	SFCM 75 R	SFCM 75 D
SFCM 80 S	SFCM 80 R	SFCM 80 D
SFCM 85 S	SFCM 85 R	SFCM 85 D
SFCM 90 S	SFCM 90 R	SFCM 90 D
SFCM 95 S	SFCM 95 R	SFCM 95 D
SFCM 100 S	SFCM 100 R	SFCM 100 D